

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号	
手続名	地下浸透水に係る改善命令又は使用の一時停止命令	根拠条項	第17条第2項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 特定事業場から水を排出する者（地下浸透水を浸透させる者を含む。）が、規制基準に適合しない地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずる。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所